

令和4年7月8日  
四国電力株式会社

### 伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設 に係る運転上の制限の逸脱および復帰について

通常運転中の伊方発電所3号機（定格電気出力89万キロワット）の特定重大事故等対処施設<sup>※1</sup>（以下、「特重施設」という。）において、昨日、計装設備<sup>※2</sup>の一部に部品の未装着を確認しました。

部品の未装着が確認された各計装設備は、確認後、順次部品の装着を行い、通常状態に復旧しました。

このため、特重施設の運用開始から今回の復旧（7月7日16時01分）までの間に、当該計装設備は、保安規定に定める運転上の制限を満足しない状態があったと判断<sup>※3、※4</sup>し、現時点では運転上の制限を満足しています。

今後、原因を詳細調査します。

なお、本事象によるプラントへの影響はありません。また、環境への放射能の影響はありません。

※1 原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設。

※2 一般的には、計器や制御装置等をいう。

※3 運転上の制限を満足しない場合の判断時刻：7月7日18時05分

※4 運転上の制限を満足しない場合の復帰時刻：7月7日18時05分

以上